

福島市歯と口腔の健康づくり推進基本方針

令和元年6月1日策定

福島市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成31年条例第17号)第11条の規定に基づき、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために基本の方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定める。

1 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供に関する施策 (条例第 10 条 1 号)

(1) 目標

歯と口腔の健康に関する正しい知識を身につける

(2) 施策の方向性

- ① 様々な機会をとらえ、歯と口腔の健康に関する情報を収集し、提供する
- ② すべての世代にわかりやすく情報が提供できる体制を整備する

2 むし歯の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策 (条例 10 条 2 号)

(1) 目標

むし歯について正しい知識と理解を深め、むし歯を予防する生活習慣を身につける

(2) 施策の方向性

項目	重点世代
① むし歯になりにくい生活リズムと食習慣を身につける	妊娠期 乳幼児期 学童思春期
② むし歯予防のための歯みがき習慣を身につける	全世代
③ 歯の状態に応じたフッ化物を利用する	乳幼児期 学童思春期 高齢期
④ かかりつけ歯科医を持ち、定期受診をする	全世代

3 歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策 (条例第 10 条 3 号)

(1) 目標

歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患について正しい知識と理解を深め、望ましい生活習慣を身につけ、全身の健康を維持する

(2) 施策の方向性

項目	重点世代
① 歯周炎・歯肉炎についての理解を深め、全身疾患との関わりを知る	妊娠期 壮年期
② 歯周病予防のための生活習慣と歯みがき習慣を身につける	全世代
③ 口腔の状況に応じた歯間部清掃用器具(*1)を利用する	妊娠期 壮年期
④ かかりつけ歯科医を持ち、定期受診をする	全世代

(*1)歯間部清掃用器具・・・デンタル・フロス、歯間ブラシなどの歯と歯の間の歯垢を落とす道具のこと

4 口腔機能の維持向上のために必要な施策（条例第10条4号）

(1) 目標

いつまでも健康な歯と口腔で、食事と会話を楽しみ、生活の質を高める

(2) 施策の方向性

項目	重点世代
① 口腔機能や発達に合わせた安全においしく食べるための知識を持つ	乳幼児期 高齢期
② 発達段階に応じた口腔機能の獲得、維持向上に努める	乳幼児期
③ オーラルフレイル(*2)を予防する	高齢期

(*2) オーラルフレイル・・・高齢になって口腔の筋肉や活力が衰え、歯・口の機能が虚弱になること。

5 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの確保及び推進のために必要な施策(条例第10条5号)

(1) 目標

障がいや要介護の状態にあわせた、歯と口腔の健康の保持・増進を図る

(2) 施策の方向性

- ① 定期的な歯科検診や歯科医療を受けることができる環境づくりに努める
- ② 障がいや要介護の状態にあわせた、継続的な口腔ケアを行える(受けられる)環境を整える

6 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者のうち歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上を図るために必要な施策(条例第10条6号)

(1) 目標

関係機関と連携を強化し、歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上を図る

(2) 施策の方向性

- ① 関係機関・団体が研修等の機会を確保する
- ② 歯科医療等業務従事者の人材確保に努める

7 その他

この推進基本方針の期間は、令和元年度を初年度とし、令和4年度を目標年度とする4年間とする。市は歯科口腔保健を推進するための施策・目標を適切に評価するため、その設定期間や評価の時期を勘案して原則として5年毎にPDCAサイクルに基づいた評価、見直しを行う。なお、期間中に状況の変化などが生じた場合には、内容の見直しを実施する。